

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会公印取扱規程

平成16年2月17日制 定

平成16年5月11日一部改正

平成19年4月13日一部改正

(趣 旨)

第1条 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会（以下「県協議会」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において、「公印」とは、県協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種 類)

第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。

会長印 「愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長」の名称を彫刻

(公印の形状、寸法等)

第4条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、会長が定める。

(登 録)

第5条 会長は、公印を新たに調製し、再製し、又は改印したときは、その印影を公印登録簿に登録しなければならない。

(交 付)

第6条 会長は、前条の規定による公印の登録を終えたときは、直ちにその公印を第8条第1項の公印管理責任者に交付しなければならない。

(返 納)

第7条 公印が不用となり、又は破損し、もしくは滅して使用ができなくなったときは、第8条第1項の公印管理責任者は、直ちに会長に返納しなければならない。

2 会長は、前項の公印の返納を受けたときは、1年間保管し、その期限が満了した後、廃棄する。

3 公印が廃棄されたときは、遅滞なく、第5条の規定による登録を抹消するものとする。

(公印管理責任者)

第8条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

2 公印管理責任者は、事務局長とする。

(管 守)

第9条 公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、金庫その他の確実な保管設備のあるものに格納し、これに施錠のうえ、厳重に保管しなければならない。

2 公印管理責任者は、公印登録簿を厳重に保管しなければならない。

(押 印)

第10条 公印の押印は、原則として、会長又はその委任を受けた者の指示により公印管理責任者が行うものとする。

2 公印管理責任者が出張し、もしくは、休暇その他事故により不在のとき、又は、秘密を要する文書に押印する等特別の事情がある場合は、押印は、その事項に限り、会長の指名する者が行うものとする。

(使用範囲)

第11条 公印は、決裁済みの文書を施行するときに限り使用するものとする。なお、水田農業構造改革交付金等の請求又は交付に関する文書、契約又は証明に関する文書その他特に必要と認める文書については、当該文書とその原議にわたって、別に定める契印を押印した上で使用するものとする。

(雑則)

第12条 水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要綱（平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知）、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）、耕畜連携水田活用対策事業実施要領（平成19年4月2日付け18生畜第2751号生産局長通知）、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日）。

(別表)

公印の名称及び寸法

名 称	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会長印
寸 法	縦20mm × 横20mm